

令和 7 年度
「火山噴火緊急減災対策業務委託（中之島 R 7－1 工区）」技術提案書
提出要請書

1. 業務の概要

（１）業務の目的

中之島において、令和 6 年 8 月に火山災害警戒地域に指定されたことを受け、火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する必要がある。

なお、この計画策定にあたって、噴火シナリオ・土砂災害予想区域図（火山砂防ハザードマップ）の作成、火山防災協議会の設置、地域防災計画の変更が必要となる。

このことから、本業務は、計画策定の基本となる火山砂防ハザードマップの作成及びこれに伴う資料収集・分析を行うことを目的とする。

また、作成に際しては、学識経験者や関係機関を交えた「火山噴火緊急減災対策砂防計画の検討委員会（仮称）」の助言等を踏まえながら実施することとする。

（２）業務範囲

鹿児島郡十島村中之島地内の火山災害警戒地域とする。

（３）業務内容

ア 計画準備

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分に把握した上で、業務実施にあたっての検討方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成する。

イ 資料収集・整理

本業務の遂行に際して必要となる、過去の噴火実績等の火山活動に関する資料、噴火シナリオ、火山防災マップ、雨量データ、地形データ、保全対象等の資料を収集し整理する。

ウ 噴火シナリオを踏まえた土砂移動シナリオの検討

気象庁が作成した噴火シナリオを基に、当該火山で想定される土砂移動シナリオを作成する。土砂移動シナリオは想定される土砂移動現象の発生形態、特徴等を取りまとめる。また、想定される土砂移動シナリオごとに既往資料等から設定される土砂量等を検討する。

エ 数値シミュレーションの計算条件の検討

数値シミュレーションの実施に際して、計算条件を検討する。

降灰後の土石流については、土石流危険渓流に加えて避難路等を横過する溪流を抽出し、計算実施溪流を検討する。

また、収集した地形データ（DTM）を数値シミュレーション用にメッシュデータとして変換する。メッシュサイズは土砂移動現象を考慮して設定する。

オ 火山砂防ハザードマップの作成

以上の検討を踏まえて、土砂移動現象ごとに数値シミュレーションを実施す

る。数値シミュレーション結果は、氾濫範囲等に加えて、避難行動に参考になる値についても出力する。これらの検討をとりまとめて、火山砂防ハザードマップを作成する。また、火山防災協議会の基礎資料を作成する。

カ 火山噴火緊急減災対策砂防計画に伴う検討委員会の運営補助

中之島における「火山噴火緊急減災対策砂防計画の検討委員会（仮称）」の開催に際して、開催準備、資料作成、関係機関との調整、委員会とりまとめ等の運営補助を行う。なお、委員会は2回開催予定である。

キ 照査

本業務のすべての内容について照査を行うものとする。

ク 報告書作成

以上の検討結果を簡潔にとりまとめ、報告書を作成する。

ケ 打合せ協議

打合せ協議は業務着手時、中間時、成果とりまとめ時の計3回以上を実施する。なお、打合せを行う場合においては、管理技術者が立ち会うものとする。

コ 成果品

以下のとおり提出する。

- (1) 業務報告書(A4版ドッジファイル) 2部(概要版も含む)
- (2) 業務報告書電子データ(CD-RまたはDVD-R) 2枚(正・副)
- (3) その他監督職員が指示するもの

サ 資料の貸与

本業務に必要な関連資料については、発注者より貸与する。

本業務において技術提案を求めるテーマは、以下に示す事項である。

- ・ 火山噴火に伴う火山砂防ハザードマップの策定手法と留意点

(4) 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約締結の翌日～令和8年3月17日(火)

(5) 業務実施上の条件

配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

○管理技術者の資格

以下のいずれかの資格を有する者とする。

- ・ 技術士(総合技術監理部門又は建設部門)
- ・ R C C M(シビルコンサルティングマネージャー)
- ・ 土木学会特別上級技術者、上級技術者または1級技術者
- ・ 博士(工学、農学(砂防関係))

○管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

管理技術者は、平成２７年度以降に完了した業務において、下記〔１〕若しくは〔２〕の実績を有すること。

〔１〕同種業務：火山噴火緊急減災対策に関する火山砂防ハザードマップの策定業務

〔２〕類似業務：火山噴火緊急減災対策に関する火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定業務

○担当技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

担当技術者は、平成２７年度以降に完了した業務において下記〔１〕若しくは〔２〕の実績を有すること。

〔１〕同種業務：火山噴火緊急減災対策に関する火山砂防ハザードマップの策定業務

〔２〕類似業務：火山噴火緊急減災対策に関する火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定業務

○配置予定技術者の手持ち業務量

令和７年６月３０日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものも含む）

管理技術者：全ての手持ち業務の契約金額が４億円未満かつ手持ち業務の件数が１０件未満である者

担当技術者：全ての手持ち業務の契約金額が４億円未満かつ手持ち業務の件数が１０件未満である者

（６）成果品

本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、「共通仕様書等において規定される資料のうち、鹿児島県電子納品ガイドライン（令和７年３月）：（以下、「ガイドライン」という。）等に基づいて作成した電子データを指す。

電子媒体や電子データは、ガイドラインに示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

本業務の成果品については、ガイドラインに基づき作成することとする。

（７）提出方法

本業務の技術提案書は、持参、郵送又は電子メール（着信確認をすること）による提出とする。

（８）その他

本業務の特記仕様書（案）は別紙－１のとおりである。

2. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、調査、検討及び設計業務における具体的な取組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本要請書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

(2) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は別添の（様式－１～５）に示されるとおりとする。なお、文字サイズは１０ポイント以上とする。

(3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
業務実施体制	・ 配置予定の管理技術者及び担当技術者を記載する。 ・ 担当技術者は、実施する分野ごとに代表技術者を１名ずつ最大３名まで記載することができる。 ・ 技術提案書の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合には、企業名等も記載すること。 ・ 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・ 記載様式は様式－２とする。

配置予定技術者の経歴等	- 配置予定の管理技術者及び担当技術者について、経歴等を記載する。 「同種又は類似業務」を記載する場合は、平成27年度以降に完了した業務とする。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 - 記載する業務数は、技術者1名につき1件とする。 - 手持ち業務量は、令和7年6月30日現在、鹿児島県以外の発注者のものも含めすべて記載する。 手持ち業務とは以下のものを指す。 管理技術者：管理技術者となっている500万円以上の他の業務 担当技術者：管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の他の業務 - プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 - 記載様式の管理技術者、担当技術者については、様式－3を用いることとし、配置技術者1名につきA4版1枚に記載する。 - また、県内実績に伴う地域精通度の追加評価を希望する場合は、別紙様式に記載する。
配置予定技術者の同種又は類似業務の実績	- 配置予定の管理技術者、担当技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」等の実績について記載する。記載する業務は、様式－3に記載した業務とする。 - 技術提案書の提出者以外が受託した業務の業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 - 記載様式は様式－4とし、図面、写真等を引用する場合も含め、配置予定技術者1名につきA4版1枚に記載する。
特定テーマに対する技術提案	- 本要請書の1.（3）業務内容に示した、特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。 - 記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ないが、本件のために作成したCGや詳細図面等を用いる事は認めない。 - 記載様式は様式－5とし、1テーマにつきA4版1枚に記載する。
参考見積書（概算）	- 必要な経費を概算し、参考見積りとして提出すること。 - 参考見積り（概算）は、2.（4）で提示する業務規模と大きくかけ離れていないことを確認するために用いる。 ※ なお、積算の参考とするため、特定者に再度見積りを依頼する。

(4) 業務の目安

本業務の参考業務規模は、25百万円程度を想定している。

(5) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(6) 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

(7) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。ただし、事前に文書により閲覧申請を行うこと。

閲覧申請様式は任意とするが、希望閲覧日時、閲覧資料、連絡先（会社名、住所、来庁者名、電話番号）は、必ず記載すること。

① 閲覧場所：鹿児島県土木部砂防課内

② 閲覧期間：技術提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、8時30分から17時まで

③ 資料：以下のとおり。

「離島3火山 火山緊急減災対策砂防計画(平成31年3月)」

「離島3火山 火山噴火緊急減災対策砂防計画検討業務委託報告書
(平成30年3月)」

「離島3火山 火山噴火緊急減災対策砂防計画策定業務委託報告書
(平成31年3月)」

3. プロポーザル参加表明書及び技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) プロポーザル参加表明書（別記様式第1号）及び同種及び類似業務等実績調書（別記様式第2号）

- 1) 提出方法：持参，郵送又は電子メール（着信確認をすること）による。
- 2) 提出場所：鹿児島県 土木部 砂防課 砂防係
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL 099-286-3618（直通）
E-mail esc@pref.kagoshima.lg.jp
- 3) 提出期限：令和7年7月14日（木） 17時

(2) 技術提案書（別添様式1～5）

- 1) 提出方法：持参，郵送又は電子メール（着信確認をすること）による。
- 2) 提出場所：3. (1)に同じ。
- 3) 提出期限：令和7年8月5日（金） 17時

4. 提出要請書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 提出要請書に対する質問がある場合においては、次に従い、提出すること。

- ①受領期間：令和7年7月2日（水）から令和7年7月18日（金）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く、
毎日8時30分から17時まで
- ②提出場所：3. (1)に同じ。
- ③提出方法：文書（様式は自由）により行なうものとし、持参，郵送又は電子メール（ただし着信を確認すること）のいずれの方法でも可能とする。

- (2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から7日（休日を含まない。）以内に、
鹿児島県ホームページに掲載する。なお、個別に回答は行わない。

5. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 技術提案書の評価項目、判定基準、ならびに評価のウェイトは、次表のとおりである。担当技術者の記載は3名以下とする。

なお、複数の担当技術者を提案した際の評価は、担当技術者ごとに全評価項目の点数を合計し、その最下値で行うこととする。

TECRIS登録については、提出された担当技術者の登録は必須とするが、提出された担当技術者以外の登録も認めるものとする。

評価項目	評価の着目点			判断基準	評価のウェイト		
					管理技術者	担当技術者	
配置予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等	技術者資格，その専門分野の内容	下記の順位で評価する。※１ ①以下のいずれかの資格等を有するもの。 ・技術士 (総合技術監理部門又は建設部門) ・土木学会特別上級技術者 ・土木学会上級技術者 ・土木学会１級技術者 ・博士（工学，農学（砂防関係）） ②RCCMを有する。 なお，管理技術者が上記以外の場合は特定しない	10	10	70
	専門技術力	業務執行技術力	同種又は類似業務等の実績内容	下記の順位で評価する。 ①平成２７年度以降に同種業務の実績 ②平成２７年度以降に類似業務の実績 なお，１名でも業務実績が無い場合は特定しない。	10	10	
	情報収集力	地域精通度	過去５カ年度＋今年度の鹿児島県内での同種又は類似の業務実績	下記で評価する。 ①鹿児島県内における同種又は類似の業務実績あり。 なお，上記に該当しない場合は加点しない。	5	5	
	専任性	専任性	予定技術者の手持ち業務の状況	下記の順位で評価する。 ①全ての手持ち業務の契約金額が１億円未満かつ契約件数が３件未満 ②全ての手持ち業務の契約金額が１億円以上４億円未満かつ１０件未満。または，４億円未満かつ３件以上１０件未満。 なお，１名でも手持ち業務の契約金額が４億円以上又は，手持ち業務の件数が１０件以上の場合は特定しない。	10	10	

評価項目	評価の着目点		判断基準	評価のウェート		
				管理技術者	担当技術者	
評価テーマに対する技術提案	評価テーマ	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	30		135
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。	30		
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	20		
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	20		
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	20		
		独創性	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。	15		
ヒアリング	専門技術力	専門技術力の確認	業務を実施するために必要となる専門技術力及び業務に関連する専門技術の知識に富んでいる場合に優位に評価する。	40		75
	取組姿勢	業務へ取組意欲	本業務の目的、内容を十分理解し、技術提案内容等を的確に説明するなど取り組み意欲が高い場合に優位に評価する。	35		
参考見積り			提示された業務規模と大きくかけ離れている場合には特定しない。	数値化しない		
合 計				280		

6. ヒアリング

- (1) 提出された技術提案書について、以下のとおりヒアリングを行う。
- ①実施場所：対面又はリモートで実施。
 - ②実施年月日：令和7年8月6日(水)～8月8日(金)のうちの1日(休日を除く)
を予定している。
 - ③ヒアリングの日時は、砂防課から通知し、調整のうえ決定する。
 - ④出席者：管理技術者
- (2) ヒアリングでは技術提案書に記載された以下の事項について質疑応答を行なう。
- ①管理技術者の経歴について
 - ②管理技術者の業務実績について
 - ③特定テーマに対する技術提案全般について
- (3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

7. 非特定理由に関する事項

- (1) 技術提案書を提出した者のうち、技術提案書の提出者及びヒアリング対象者として特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により通知する。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、鹿児島県土木部砂防課長に対して非特定理由について、次に従い、説明を求めることができる。
- ① 提出期限：特定しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内の17時まで。
 - ② 提出場所：3.（1）に同じ。
 - ③ 提出方法：持参、郵送又は電子メール（着信確認をすること）による。
- (3) 鹿児島県土木部砂防課長は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して10日以内（休日を含む）に説明を求めた者に対し書面により回答する。
- (4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下の通りである。
- ① 受付場所：3.（1）に同じ。
 - ② 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く、8時30分から17時まで。

8. 契約書作成の要否等

鹿児島県の契約書書式により、契約書を作成するものとする。

9. 支払条件

前払金 30%以内（ただし、受注者から前金の請求が有った場合）とする。
なお、部分払いは行わない。

10. その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて、使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 2. (3) の同種又は類似業務の実績については、我が国における同種又は類似の業務実績をもって判断するものとする。
- (3) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された技術提案書は返却しない。なお、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。また、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (6) 技術提案書の提出後において、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 同一の技術者を重複して複数業務の配置予定の技術者とする場合において、他の業務を落札したことにより（プロポーザル方式による場合は特定されたことにより）配置予定の技術者を配置できなくなったときは、直ちに技術提案書の取下げを行うこと。
- (8) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (9) 第1回目の見積りが不調となった場合、再度見積りに移行する。再度見積りの日時については、発注者から指示する。
- (10) 本業務について、主たる部分の再委託等は認めない。
- (11) 特定された技術提案書の内容については、業務に適切に反映するものとする。
- (12) 技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、業務成績評定を減ずるなどの措置を行う。